

来館が困難な方へ 郵送で本をお届けします

利用できる方

県内にお住まいで、次のいずれかに該当する方

◎手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

◎満年齢75歳以上で最寄りの図書館への来館が難しい方

そのほかの理由でもご利用できる場合があります。ご相談ください。

利用方法

1. 本サービスの利用には、はじめに登録が必要です。
電子申請でのお申込みも可能です。
2. ご希望の資料（10点まで）をMyライブラリ、郵便、電話、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法でお知らせください。
3. 図書館から資料をご自宅に郵送します。貸出期間は30日間です。
返送にかかる費用はご負担いただきます。
返送について、詳しくは裏面をご覧ください。



電子申請フォーム

お問合せ

島根県立図書館 資料サービス係

TEL:0852-22-5748 FAX:0852-22-5728

E-mail: library@pref.shimane.lg.jp



島根県立図書館イメージキャラクター
ぶつくまんとしおりちゃん

返送方法について

郵便小包または宅配便でご返送ください。
代理の方が、直接図書館へご返却いただいても構いません。
図書館から送付した際の梱包材の再利用をお願いします。

送料の負担について

貸出時の送料は図書館が負担します。
返送時は利用者の負担となります。
ただし、以下に該当する場合は、郵送料金の減免があります。

1. 身体障害者手帳 1～4 級または療育手帳（A）に該当する方
図書・雑誌を借りる場合、心身障害者用ゆうメールの料金が適用されます。
2. 身体障害者手帳 視覚障害 1～2 級に該当する方
音声資料を借りる場合、特定録音物等郵便物が適用されます。
3. 身体障害者手帳 視覚障害 1～6 級に該当する方
点字資料を借りる場合、点字郵便物、点字ゆうパックの料金が適用されます。
4. 身体障害者手帳 聴覚障害 1～4 級に該当する方
映像資料を借りる場合、聴覚障害者用ゆうパックの料金が適用されます。

音声コード
Uni-Voice



ホームページ

来館困難者のための郵送等貸出サービス利用案内

島根県立図書館

Shimane Prefectural Library

ホームページ <https://www.library.pref.shimane.lg.jp/>

島根県松江市内中原町52番

TEL 0852-22-5748

FAX 0852-22-5728

